

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年 5 月12日
【計算期間】	第 2 期（自 平成22年 2 月16日 至 平成23年 2 月15日）
【ファンド名】	J P M新興国現地通貨ソブリン・ファンド（SMA専用）
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番 3 号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番 3 号 東京ビルディング
【電話番号】	03－6736－2000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、新興国*1のソブリン債券（政府または政府機関の発行する債券*2）を実質的な主要投資対象として運用*3し、安定的かつ高水準の配当等収益*4の確保と信託財産の長期的な成長をはかることを目的とします。

*1 「新興国」とは、運用委託先（運用委託先については、後記「（二）ファンドの特色⑤」をご参照ください。以下同じ。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の参考指標（JPモルガンGBIーエマージング・マーケット・グローバル*5（円ベース））の構成国が該当します。

参考指標とは、マザーファンドの投資対象市場の動向をわかり易く示すために用いる指標です。マザーファンドの運用成果は、参考指標を上回る場合も下回る場合もあり、上回ることを保証するものではありません。また、新興国の債券市場の構造変化によっては、参考指標を見直す場合があります。

当該構成国は、ブラジル、ハンガリー、マレーシア、メキシコ、ポーランド、南アフリカ、トルコ、インドネシア、ペルー、ロシア、コロンビア、エジプト、タイ、チリおよびフィリピンです（平成23年3月末現在）。

*2 「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。

*3 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

*4 「配当等収益」とは、JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（SMA専用）信託約款（以下「信託約款」といいます。）第39条第1項第1号に定めるもの（配当金、利金、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額。以下同じ。）をいい、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドの信託財産に帰属するとみなされる額（マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額）を含みます。

*5 「JPモルガンGBIーエマージング・マーケット・グローバル」とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の債券のパフォーマンス（投資収益）を表す指数です。

同指数は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、基準日を2001年12月31日として算出されています。

同指数は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類*1ー追加型投信/海外/債券

属性区分*2ー投資対象資産：その他資産（投資信託証券（債券 一般））*3

*3 マザーファンドへの投資を通じて、債券に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（債券 一般））と記載しています。また、マザーファンドにおいては新興国のソブリン債券を主要投資対象としますが、社債またはその他債券（ソブリ

ン債券以外の新興国に所在する発行体の債券または仕組債）に投資することがあるため、
（債券 一般）としております。

投資対象資産の詳細については、後記（二）ファンドの特色②をご参照ください。

決算頻度：年1回

投資対象地域：エマージング

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ：なし

※1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

※2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般））： 親投資信託への投資を通じて債券に投資するもののうち、公債属性*、社債属性*、その他債券属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年1回： 目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	エマージング： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

*「公債属性」…目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるもの。

「社債属性」…目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの。

「その他債券属性」…目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの。

（注）前記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり () なし
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

- ① マザーファンドの純資産総額の75%以上を債券発行国（仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまた

は収益率にかかる発行体の所在国とします。)の現地通貨に基づく運用成果が得られる債券に投資します。

② マザーファンドを通じ、主として新興国のソブリン債券に投資します。

- ・ マザーファンドの純資産総額の20%を上限に、ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の発行する債券に投資することがあります。

- ・ マザーファンドの純資産総額の35%未満を上限に、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債*に投資することがあります。

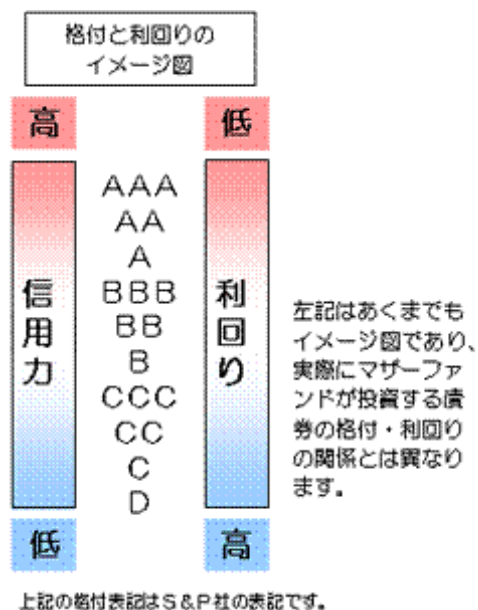
* 当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。

- ・ ポートフォリオで保有する債券の平均格付は、BB一格（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ*（以下「S & P社」といいます。））またはBa3格（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク*（以下「ムーディーズ社」といいます。））以上に維持します。

* 当該格付機関のグループ会社を含みます。

- ・ 平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が前記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。

- ・ 運用委託先は前記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、運用委託先の判断により当該債券をS & P社またはムーディーズ社の格付にあてはめた上で算出します。



格付とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合い（信用度）を示すもので、S & P社やムーディーズ社といった格付機関が各債券の格付を行っており、投資の際の重要な判断材料となります。AA格からCCC格までについては、上位格に近いものは+（プラス）、下位格に近いものは-（マイナス）等により表示、分類されます。例えば、AA格については、S & P社による格付ではAA+、AA、AA-の3段階（ムーディーズ社の場合は、Aa1、Aa2、Aa3）に分類されます。格付機関とは、債券の発行体の財政状況等を総合的に分析判断し格付を付与する企業をいいます。

③ 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建ての債券に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

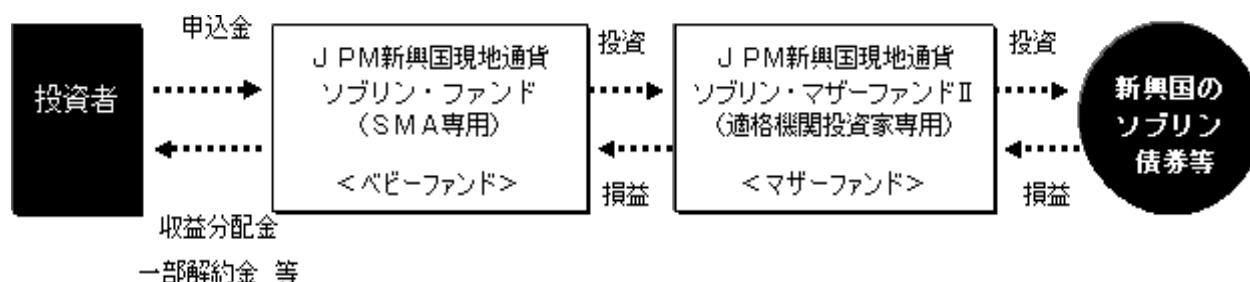
為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安になる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高になる）場合に投資成果にマイナスとなります。

ただし、経済事情や投資環境の急変が起きた場合等には、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。

マザーファンドにおいては、円貨に対する為替ヘッジは行いません。なお、マザーファンドで保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて運用委託先が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に為替先物予約取引を行うことがあります。

④ 当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

＊ ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



- ⑤ マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク*（米国法人）（「JPMIM社」または「運用委託先」という場合があります。）に委託します。

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ*のグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

＊ JPMIM社および委託会社は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

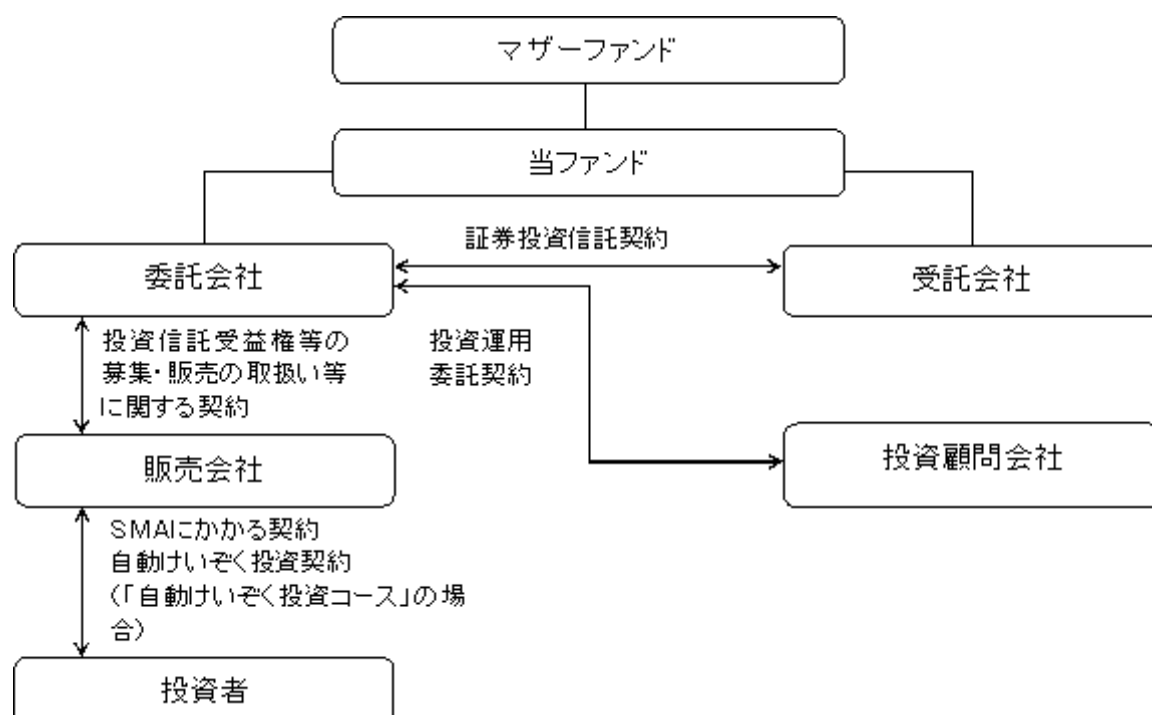
（２）【ファンドの沿革】

平成19年3月9日 マザーファンドの信託契約締結、および設定・運用開始

平成21年1月16日 当ファンドの信託契約締結、および設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組み図



（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

① J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

② 住友信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③ J．P．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資顧問会社）

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

④ 販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

① 資本金 2,218百万円（有価証券届出書提出日現在）

② 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第330号

③ 設立年月日 平成2年10月18日

④ 会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併

し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

⑤ 大株主の状況（有価証券届出書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ジェー・ピー・モルガン・ アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）運用方針

- ① 当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
- ② マザーファンドは、新興国のソブリン債券を主要投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

（ロ）投資態度

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドにかかる運用の指図に関する権限の委託を受けたJPMIM社は、以下のプロセスにしたがい運用を行います。



① 投資対象国の信用力を分析

財政状況、財政政策、金融政策、マクロ経済指標等の各国個別の要因、および世界経済の成長性、主要国の金融政策等のグローバル要因に関する情報をもとに、債務を返済する能力、経済改革の進展度合い、総合的な信用力等、投資対象国の信用力を分析します。

② 国別配分の決定

前記①で分析された各国の信用力に債券の市場価格（利回り）を考慮した上で、各国市場への資金の流出入、市場間の連動性等の市場要因を加味して検討し、国別配分を決定します。具体的には、割安と判断する国（信用力から見て利回りが高い国）の債券を多く組入れます。

③ 個別債券の銘柄選択

割安度、流動性等を勘案し、投資銘柄を選定します。その際、マザーファンドの運用を担当するグローバル債券運用グループ*に属するエマージング債券運用チーム*は、他の運用グループまたは他の運用チームからの銘柄情報の提供を受けます。

* 詳しくは、後記「（3）運用体制」をご参照ください。

④ ポートフォリオの構築

前記②および③の結果をふまえ、新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られるソブリン債券を中心に投資し、投資する債券の格付の平均がBB－（S & P社）またはBa3（ムーディーズ社）以上となるように、ポートフォリオを構築します。その際、構築したポートフォリオ全体において、信用リスク、金利変動リスク等が適切な水準となるように管理します。

為替ヘッジについて

当ファンドにおいて、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーが「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジの為の投資判断を行い、委託会社の債券運用部門に所属する為替先物予約取引担当者が為替ヘッジの為の為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門により検証されます。

また、マザーファンドにおいて、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするため、機動的に為替先物予約取引を行うことがあります。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、J P M I M社の為替部門から提供された通貨に関する市場動向の情報を勘案し、為替ヘッジにかかる投資判断（ヘッジ対象となる通貨を含みます。）を行います。J P M I M社の為替部門は、その投資判断に基づき、為替先物予約取引を行います。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい（以下同じ。）、次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

（１）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第２条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（２）有価証券オプション取引（旧証取法第２条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（３）外国市場証券先物取引（旧証取法第２条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（４）有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第２条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（５）有価証券店頭オプション取引（旧証取法第２条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（６）有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第２条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（７）金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第２条第１項に定める金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（８）金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（９）外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第２条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

２．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。以下同じ。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。以下同じ。）
 17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- (ハ) 委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの
- (ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会

社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの投資対象

（イ）マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）信託約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

- （1）有価証券指数等先物取引にかかる権利
- （2）有価証券オプション取引にかかる権利
- （3）外国市場証券先物取引にかかる権利
- （4）有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
- （5）有価証券店頭オプション取引にかかる権利
- （6）有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
- （7）金融先物取引にかかる権利
- （8）金融デリバティブ取引にかかる権利
- （9）外国金融商品市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

2. 為替手形

（ロ）委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券
6. 特定目的会社にかかる特定社債券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券
14. 投資証券または外国投資証券
15. 外国貸付債権信託受益証券
16. オプションを表示する証券または証書
17. 預託証券
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2か

ら6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

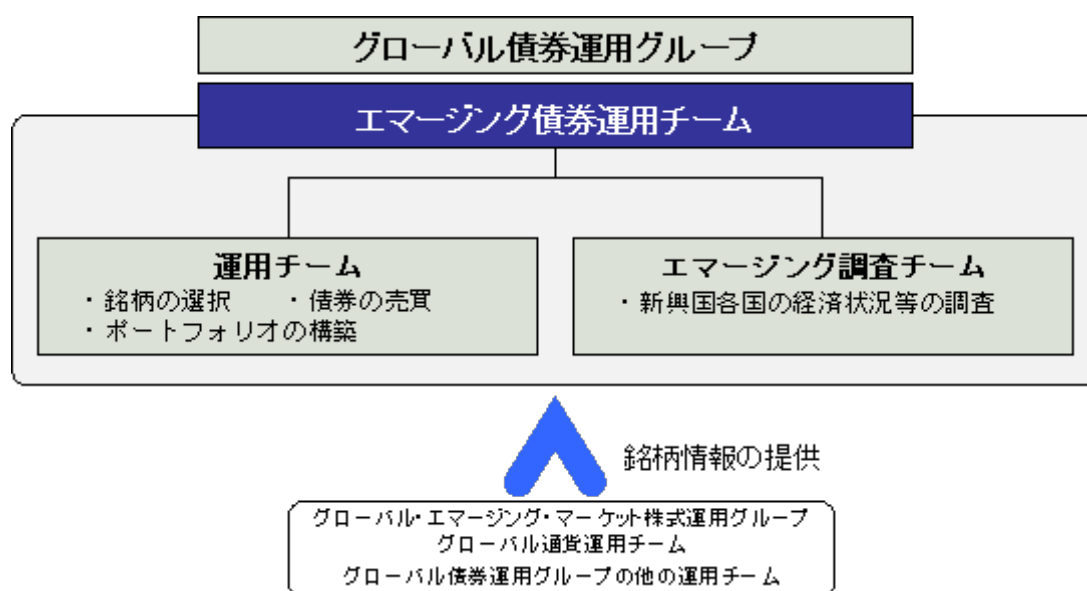
(ハ) 委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

(ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

・当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券にかかる運用体制



① マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チーム（約30名）は、JPMIM社*のグローバル債券運用グループに属しています。

* JPMIM社は、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。そのため、運用体制については、JPMIM社を含めた「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しております。

② エマージング債券運用チームは、運用チームとエマージング調査チームにより構成されています。グローバル債券運用グループは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに含まれる運用会社内または運用会社間で横断的に組織され、グローバルな戦略に対する調査・分析を行っているグループです。

③ エマージング調査チームは、新興国の経済状況等を調査します。

④ マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（エマージング債券運用チームの運用チームに所属）は、投資する銘柄を選択し、売買執行の上、ポートフォリオを構築します。銘柄選択の際には、以下の情報等を参考にします。

- ・エマージング調査チームの調査結果
- ・グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ、グローバル通貨運用チームおよびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームからの銘柄情報

- ⑤ 運用部門から独立したJPMIM社の内部管理部門等においては、マザーファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成23年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいて、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジの為の投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門により検証されます。

マザーファンドにおいて、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替ヘッジを行う場合、JPMIM社のエマージング債券運用チームのポートフォリオ・マネジャーが為替ヘッジの為の投資判断を行い、JPMIM社の為替部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、JPMIM社のリスク管理部門によりモニターされます。

・委託会社による、運用委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しております。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

計算期間終了日における、信託約款第39条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

② 分配対象収益の分配方針

委託会社は、前記①の分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③ 収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜参考＞

収益分配金の支払いについて

- ① 収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

- ② 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

- A 委託会社は、信託財産に属するすべての株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- B 前記Aにおいて「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるすべての株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ② 投資信託証券への投資制限
- A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- B 前記Aにおいて「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 外貨建資産への投資制限
- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ④ 投資する株式等の範囲
- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。
- ⑤ デリバティブ取引（以下の⑥～⑧の取引等をいいます。）の利用目的
- デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 先物取引等の運用指図・目的・範囲
- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑦ スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人

に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

D 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

B 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

D 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引を行うことの指図をすることができます。

⑪ 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑫ 再投資の指図

委託会社は、⑪の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑬ 資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用

は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑭ 受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積み得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの投資制限

（イ）マザーファンド信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を越えることとなる投資の指図をしません。

② 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

⑤ デリバティブ取引（以下の⑥～⑧の取引等をいいます。）の利用目的

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引

と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

D 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、マザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

D 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑪ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑫ 再投資の指図

委託会社は、⑪の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑬ 受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利金、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

- ① 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。
- ② 委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国の債券を投資対象としますので、組入れ債券の価格の下落や、組入れ債券の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

① 信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、格付機関は、債券の発行体の信用力に変化があったと判断した場合、格付を変更することがあり、これによって当該債券の価格は変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。

② 金利変動リスク

金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。

③ 為替変動リスク

マザーファンドは外貨建資産に投資しますが、為替ヘッジは、当ファンドにおいては原則として行わず、またマザーファンドにおいては円貨に対する為替ヘッジは行いません。このため、為替相場の変動がマザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。経済事情

や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。その場合でも為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

④ カントリーリスク

マザーファンドは主として新興国の債券に投資しますが、新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- ・先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が債券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・債券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低いため、その結果債券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があります。また、政府当局が様々な規制を一方的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

⑤ 流動性のリスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることとなる状況に陥る可能性が高まります。その場合には、マザーファンドが保有する債券の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

⑥ 仕組債のリスク

マザーファンドで投資する仕組債は、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いて、仕組債の発行体以外の発行体が発行した債券にかかる信用リスク、為替リスク、金利リスク等を当該債券に付与させたものです。マザーファンドが仕組債に投資した場合は、これらのリスクに加えて、当該債券の発行体自体の信用リスクも生じます。

⑦ デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

⑧ 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、運用委託先を変更する場合があります。

⑨ キャピタル・ゲイン税のマザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

マザーファンドにおいて、キャピタル・ゲイン税が生じる新興国の債券に投資する場合があります。キャピタル・ゲイン税は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額がマザーファンドに費用計上されます。このため、マザーファンドでキャピタル・ゲイン税の課税対象となる有価証券を売却する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

⑩ 解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流入に伴うリスクがあります。

⑪ 繰上げ償還等について

当ファンドは、信託期間中において、当ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中でであっても、繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

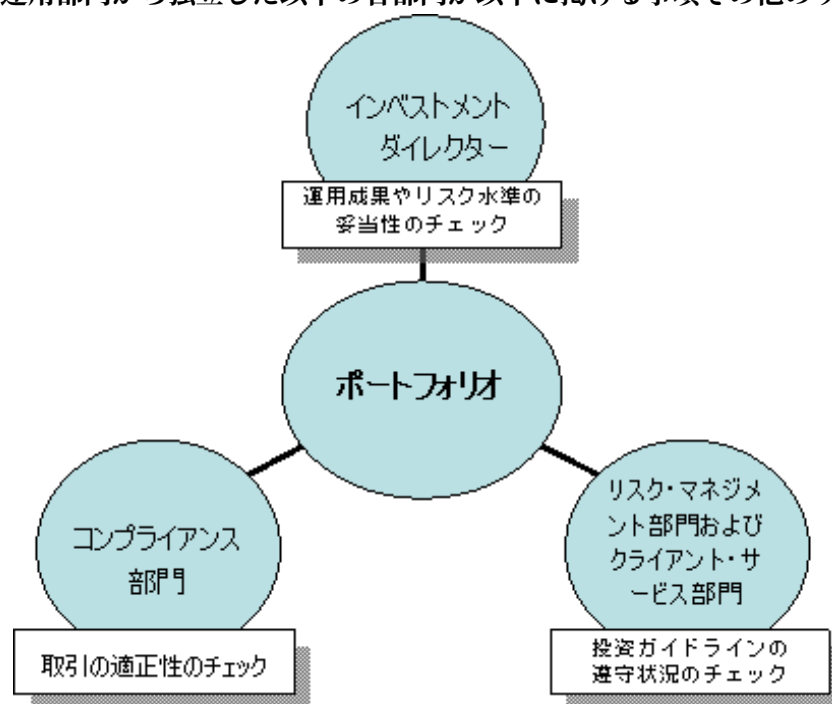
⑫ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制

① 運用のリスク管理体制

以下は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JPMIM社におけるものです。同社では、運用部門から独立した以下の各部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（平成28年3月末現在）

- インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果がマザーファンドの目標とする数値に適合しているか、マザーファンドが取ったリスクは運用成果の目標に達するために必要な水準であるか、また、マザーファンドの投資目標にしたがっているかをチェックするため、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーと随時ミーティングを実施します。
 - コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反の有無等、有価証券の取引が適正であるかのチェックを行います。
 - 投資ガイドライン*違反を未然防止するためのモニター・システムを取引前・取引後において活用しています。取引前においては、リスク・マネジメント部門は、潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。取引後においては、リスク・マネジメント部門およびクライアント・サービス部門にて、潜在的なものを含め違反があるかどうかチェックします。
- * マザーファンドの投資方針、投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

② 為替ヘッジについてのリスク管理体制

当ファンドにおいて、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、リスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

また、マザーファンドにおいて、運用委託先が必要と判断した場合、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に為替先物予約取引を行うことがあります。そのヘッジ状況は、運用委託先のリスク管理部門によりモニターされます。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

当ファンドの受益権の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合も、無手数料です。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.176%*（税抜1.12%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.861% (税抜0.82%)	年率0.2625% (税抜0.25%)	年率0.0525% (税抜0.05%)

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.35%）が含まれています。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

* 当該料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている費用等も同様です。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

1 以下の費用等を信託財産で負担します。

- ① 有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）、ならびに外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。
- ② 外貨建資産の保管費用が実費でかかります。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

なお、キャピタル・ゲイン税が生じる有価証券に投資を行う場合がありますが、その場合、キャピタル・ゲイン税が有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が費用計上されます。

- ④ 仕組債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。
- ⑤ 投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。
 - (a) 運用報酬
 - (b) 運用に付随して発生する費用
 - (c) 法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

マザーファンドにおいても、前記①から⑤までの費用等を負担します。

前記①から⑤までの費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。さらに、これらの費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよびマザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

2 監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降、信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成23年3月末現在適用されるものです。

① 個別元本について

追加型の株式投資信託*については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

* 「株式投資信託」とは、信託約款上において株式の組入れが可能な投資信託をいいます。当ファンドは、主に新興国の債券に投資するマザーファンドを主要投資対象としますが、信託約款上は株式の組入れが可能なため、課税上は株式投資信託の扱いとなります。（以下同じ。）

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、後記の「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 法人、個人別の課税の取扱について

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）*となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費*¹を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）*²となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）*²の税率で源泉徴収されます。

*¹ 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。ただし、当ファンドにおいては、有価証券届出書提出日現在、申込手数料はかかりません。（以下同じ。）

*² 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託*¹（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等*²の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある

場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができ
ます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

※1 不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において株式の組入れが可能である
投資信託をいいます。

※2 上場株式、上場特定株式投資信託（E T F）、上場特定不動産投資信託（R E I T）および公募株式投資信託等をい
います。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償
還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、特別分配金は課税されません。

* 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となる予定です。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年3月10日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,510,106,477	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△1,825,227	△0.07
合計(純資産総額)		2,508,281,250	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

(参考) JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）

(平成23年3月10日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	3,131,038,832	7.25
	イギリス	432,539,785	1.00
	マレーシア	1,745,099,164	4.04
	フィリピン	251,508,800	0.58
	メキシコ	6,263,618,969	14.50
	ブラジル	10,375,343,383	24.03
	トルコ	2,665,461,793	6.17
	ハンガリー	1,803,334,255	4.17
	ペルー	924,416,565	2.14
	ポーランド	5,804,683,338	13.44
	南アフリカ	3,611,668,741	8.36
	小計	37,008,713,625	85.68
特殊債券	イギリス	379,488,450	0.88
社債券	アメリカ	473,604,752	1.10
	イギリス	4,541,340,892	10.51
	小計	5,014,945,644	11.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	791,559,560	1.83
合計(純資産総額)		43,194,707,279	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」をご参照ください。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年3月10日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J P M新興国現地通貨ソブリン・マ ザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）	2,585,339,868	0.9590	2,479,498,225	0.9709	2,510,106,477	100.07

(参考) J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）

(平成23年3月10日現在)

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN14 NTN	112,880,000	4,729.90	5,339,118,165	4,775.66	5,390,774,809	10	2014/1/1	12.48
2	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 6.25% OCT15	154,970,000	2,958.99	4,585,555,791	2,934.66	4,547,844,151	6.25	2015/10/24	10.53
3	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10	469,330,000	765.17	3,591,200,286	758.26	3,558,773,290	9.5	2014/12/18	8.24
4	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN13 NTN	49,700,000	4,836.67	2,403,825,120	4,875.79	2,423,271,966	10	2013/1/1	5.61
5	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT10% DEC24 M20	275,490,000	823.56	2,268,845,381	813.74	2,241,795,246	10	2024/12/5	5.19
6	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN17 NTN	35,140,000	4,502.20	1,582,076,490	4,570.46	1,606,059,866	10	2017/1/1	3.72
7	イギリス	インドネシア	社債	CITI VAR IDR NOV20 CLN	16,578,849	8,993.59	1,491,035,126	9,458.44	1,568,100,573	—	2020/11/17	3.63
8	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA10.5% DEC26 R186	106,000,000	1,393.99	1,477,630,756	1,357.23	1,438,666,344	10.5	2026/12/21	3.33
9	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 5.25% APR13	43,330,000	2,910.32	1,261,044,342	2,900.62	1,256,839,187	5.25	2013/4/25	2.91
10	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 10.5% JAN20	18,800,000	5,607.22	1,054,159,064	5,567.57	1,046,705,002	10.5	2020/1/15	2.42
11	アメリカ	コロンビア	国債証券	COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27	18,745,000,000	5.24	983,900,718	5.27	988,100,123	9.85	2027/6/28	2.29
12	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.378% NOV19	35,000,000	2,784.41	974,546,609	2,792.38	977,334,888	4.378	2019/11/29	2.26
13	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 7% FEB31 R213	99,000,000	1,014.34	1,004,199,055	976.83	967,067,521	7	2031/2/28	2.24
14	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN12 NTN	19,110,000	4,968.08	949,401,820	4,998.62	955,236,735	10	2012/1/1	2.21
15	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 10% JUN15	16,700,000	5,442.06	908,825,564	5,374.26	897,502,204	10	2015/6/17	2.08
16	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 7.5% NOV20 20/A	2,070,000,000	41.92	867,832,948	42.06	870,712,434	7.5	2020/11/12	2.02
17	アメリカ	ブラジル	国債証券	BRAZIL 12.5% JAN22	14,557,000	5,858.51	852,823,737	5,878.52	855,736,884	12.5	2022/1/5	1.98
18	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA13.5% SEP15 R157	58,000,000	1,465.41	849,938,148	1,455.58	844,237,386	13.5	2015/9/15	1.95
19	イギリス	インドネシア	社債	DB 9.5% IDR JUL31 CLN	75,700,000,000	0.89	678,863,217	0.94	718,229,488	9.5	2031/7/22	1.66
20	イギリス	インドネシア	社債	DB VAR IDR 22DEC13 CLN	6,140,000	11,078.18	680,200,324	11,363.86	697,741,117	—	2013/12/22	1.62
21	イギリス	ガーナ	社債	CITI VAR GHS MAR13 CLN	8,090,000	8,306.19	671,970,965	8,343.46	674,986,391	—	2013/3/13	1.56
22	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.833% SEP11	21,275,000	2,748.75	584,798,283	2,747.32	584,493,717	3.833	2011/9/28	1.35
23	アメリカ	ブラジル	国債証券	BRAZIL 12.5% JAN16	10,000,000	5,756.95	575,695,210	5,722.43	572,243,140	12.5	2016/1/5	1.32
24	ペルー	ペルー	国債証券	PERU GOVT6.95%AUG31 REGS	17,000,000	3,071.75	522,198,446	3,014.29	512,430,445	6.95	2031/8/12	1.19
25	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 8% FEB15 15/A	1,125,650,000	43.36	488,101,696	43.57	490,468,999	8	2015/2/12	1.14

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
26	イギリス	ロシア	社債券	CS VAR RUB MAR13 CLN	5,495,000	8,734.25	479,947,468	8,828.02	485,099,775	—	2013/3/22	1.12
27	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT7.75%DEC17M10	65,088,200	715.24	465,540,291	711.41	463,050,433	7.75	2017/12/14	1.07
28	アメリカ	ウルグアイ	国債証券	URUGUAY I/L 3.7% JUN37	79,100,000	563.96	446,099,660	585.26	462,942,687	3.7	2037/6/26	1.07
29	イギリス	ロシア	国債証券	RUSSIA 7.85% MAR18 REGS	145,000,000	293.00	424,850,000	298.30	432,539,785	7.85	2018/3/10	1.00
30	ペルー	ペルー	国債証券	PERU GOVT6.9% AUG37 REGS	14,000,000	2,984.91	417,888,380	2,942.75	411,986,120	6.9	2037/8/12	0.95

(注1) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

(注2) クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「—」と表示する場合があります。

種類別投資比率

(平成23年3月10日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.07

(参考) JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドII (適格機関投資家専用)

(平成23年3月10日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	85.68
特殊債券	0.88
社債券	11.61

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成23年３月10日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり 純資産額 (円) (分配落)	１口当たり 純資産額 (円) (分配付)
１期	(平成22年２月15日)	250	250	1.2426	1.2426
２期	(平成23年２月15日)	2,381	2,381	1.2872	1.2872
	平成22年３月末日	326	—	1.3482	—
	平成22年４月末日	356	—	1.3904	—
	平成22年５月末日	354	—	1.2752	—
	平成22年６月末日	380	—	1.2368	—
	平成22年７月末日	449	—	1.2779	—
	平成22年８月末日	493	—	1.2630	—
	平成22年９月末日	627	—	1.3153	—
	平成22年10月末日	3,408	—	1.2844	—
	平成22年11月末日	3,623	—	1.2829	—
	平成22年12月末日	3,825	—	1.2716	—
	平成23年１月末日	4,260	—	1.2647	—
	平成23年２月末日	2,419	—	1.2722	—
	平成23年３月10日	2,508	—	1.3014	—

②【分配の推移】

期	１口当たり分配金（円）
１期	0.0000
２期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
１期	24.26
２期	3.59

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
１期	281,267,198	79,643,772	201,623,426
２期	3,383,850,609	1,735,584,935	1,849,889,100

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

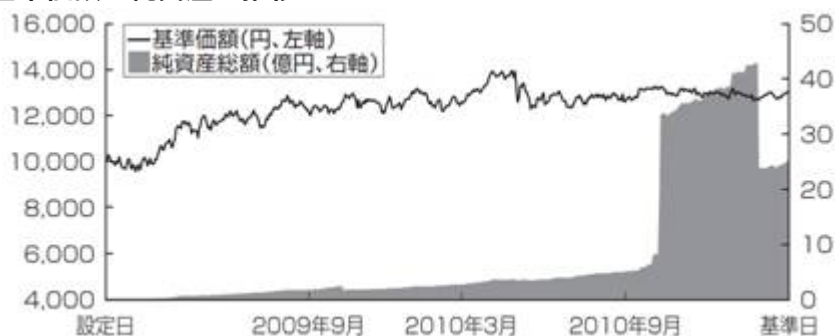
（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2011年3月10日	設定日	2009年1月16日
純資産総額	25億円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
1期	2010年2月	0
2期	2011年2月	0
	設定来累計	0

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

*基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

通貨別構成状況

通貨	投資比率※1
ブラジルレアル	27.3%
メキシコペソ	14.5%
ポーランドズロチ	13.4%
米ドル	9.5%
南アフリカランド	8.4%
その他	25.2%

種類別構成状況

種類	投資比率※1
国債証券	85.8%
社債券	11.6%
特殊債券	0.9%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン (%)	償還日	投資国※2	通貨	投資比率※1
1	ブラジル国債	国債証券	10.00	2014/1/1	ブラジル	ブラジルレアル	12.5%
2	ポーランド国債	国債証券	6.25	2015/10/24	ポーランド	ポーランドズロチ	10.5%
3	メキシコ国債	国債証券	9.50	2014/12/18	メキシコ	メキシコペソ	8.2%
4	ブラジル国債	国債証券	10.00	2013/1/1	ブラジル	ブラジルレアル	5.6%
5	メキシコ国債	国債証券	10.00	2024/12/5	メキシコ	メキシコペソ	5.2%
6	ブラジル国債	国債証券	10.00	2017/1/1	ブラジル	ブラジルレアル	3.7%
7	インドネシア国債（CLN）	社債券	—	2020/11/17	インドネシア	米ドル	3.6%
8	南アフリカ国債	国債証券	10.50	2026/12/21	南アフリカ	南アフリカランド	3.3%
9	ポーランド国債	国債証券	5.25	2013/4/25	ポーランド	ポーランドズロチ	2.9%
10	トルコ国債	国債証券	10.50	2020/1/15	トルコ	トルコ・リラ	2.4%

年間収益率の推移



*年間収益率 (%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

*2009年の年間収益率は設定日から年末営業日、2011年の年間収益率は前年末営業日から2011年3月10日までのものです。

*ベンチマークは設定しておりません。

*クレジット・リンク債（CLN）は、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券をいいます。

*クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「—」と表示する場合があります。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 当ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄を当ファンドが直接保有しているものとみなし、当ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

※2 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（イ）ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。なお、クレジット・リンク債は連動先債券の国情報に基づき分類しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、米国の銀行休業日には、取得申込みの受付は行いません。

当ファンドは、投資者と販売会社の間のSMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）にかかる契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの取得申込みを行う投資者は、原則として販売会社にSMA取引口座を開設した方に限るものとします。

② 申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

③ 申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

④ 受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑤ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 申込の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止されることがあります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

⑦ 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

① 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。
ただし、米国の銀行休業日には、換金申込みの受付は行いません。

② 換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（課税については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 ⑦ 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

③ 換金単位

販売会社が定める単位とします。

④ 受渡方法

（a）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとしします。

⑤ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「（5）その他 ①信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までとします。

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎年2月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（5）【その他】

① 信託の終了等

（a）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、前記a.において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (b) 信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「② 信託約款の変更等」の規定にしたがいます。
- (c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い
- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「② 信託約款の変更等」での書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。
- (d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。
- (e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受益者は、前記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

② 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- (b) 委託会社は、前記(a)の場合（信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から(e)までの規定は、前記(a)において委託会社が重大な約款の変更等しようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

④ 関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社と運用委託先との間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

⑤ 委託会社が行う公告

委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販

売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「3 資産管理等の概要（5）その他 ①信託の終了等」または「②信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第35条により、平成21年1月16日から平成22年2月15日までとしております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年1月16日から平成22年2月15日まで）および第2期計算期間（平成22年2月16日から平成23年2月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【J P M新興国現地通貨ソブリン・ファンド（SMA専用）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 (平成22年 2 月15日現在)	第 2 期 (平成23年 2 月15日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	251,891,427	2,397,291,158
未収入金	—	9,788,975
流動資産合計	251,891,427	2,407,080,133
資産合計	251,891,427	2,407,080,133
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	9,788,975
未払受託者報酬	58,971	703,879
未払委託者報酬	1,261,912	15,063,000
その他未払費用	23,514	281,490
流動負債合計	1,344,397	25,837,344
負債合計	1,344,397	25,837,344
純資産の部		
元本等		
元本	※1 201,623,426	※1 1,849,889,100
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	48,923,604	531,353,689
（分配準備積立金）	11,940,607	133,007,442
元本等合計	250,547,030	2,381,242,789
純資産合計	250,547,030	2,381,242,789
負債純資産合計	251,891,427	2,407,080,133

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 (自 平成21年 1 月16日 至 平成22年 2 月15日)	第 2 期 (自 平成22年 2 月16日 至 平成23年 2 月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	14,175,724	△65,847,290
その他収益	—	73,531
営業収益合計	14,175,724	△65,773,759
営業費用		
受託者報酬	71,720	796,843
委託者報酬	※1 1,534,904	※1 17,052,435
その他費用	28,557	318,611
営業費用合計	1,635,181	18,167,889
営業利益又は営業損失（△）	12,540,543	△83,941,648
経常利益又は経常損失（△）	12,540,543	△83,941,648
当期純利益又は当期純損失（△）	12,540,543	△83,941,648
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,890,725	△51,211,382
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	48,923,604
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,337,834	1,044,526,918
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,337,834	1,044,526,918
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,064,048	529,366,567
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,064,048	529,366,567
分配金	※2 —	※2 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	48,923,604	531,353,689

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 (自 平成21年1月16日 至 平成22年2月15日)	第2期 (自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日)
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 (平成22年2月15日現在)	第2期 (平成23年2月15日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	1,000,000円	201,623,426円
期中追加設定元本額	280,267,198円	3,383,850,609円
期中一部解約元本額	79,643,772円	1,735,584,935円
※2 計算期間末日における受益権の総数	201,623,426口	1,849,889,100口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.2426円 (12,426円)	1.2872円 (12,872円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期 (自 平成21年1月16日 至 平成22年2月15日)	第2期 (自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日)
※1 信託財産の運用の指図に関する 権限の全部または一部を委託す るために要する費用として委託 者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.35%を乗 じて得た額	同左
※2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	11,940,607円	127,489,447円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	36,982,997円	398,346,247円
分配準備積立金額	－円	5,517,995円
当ファンドの分配対象収益額	48,923,604円	531,353,689円
当ファンドの期末残存口数	201,623,426口	1,849,889,100口
1万口当たり収益分配対象額	2,426.48円	2,872.35円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

区分	第 1 期 (自 平成21年 1 月16日 至 平成22年 2 月15日)	第 2 期 (自 平成22年 2 月16日 至 平成23年 2 月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	—	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	—	当ファンドが当計算期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	—	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 1 期 (平成22年 2 月15日現在)	第 2 期 (平成23年 2 月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 (平成22年2月15日現在)		第2期 (平成23年2月15日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	251,891,427	8,146,528	△18,037,136
合計	251,891,427	8,146,528	△18,037,136

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成23年2月15日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）	2,498,219,215	2,397,291,158	
合計			2,498,219,215	2,397,291,158	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	（平成22年２月15日現在）	（平成23年２月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		3,094,169,186	442,485,286
コール・ローン		109,355,574	6,871,244
国債証券		60,295,772,101	37,605,953,353
特殊債券		136,708,900	371,894,297
社債券		3,983,264,744	5,443,076,772
派生商品評価勘定		42,074,897	151,909
未収入金		2,027,162,681	—
未収利息		1,108,689,902	474,572,926
前払費用		62,769,537	98,930,996
流動資産合計		70,859,967,522	44,443,936,783
資産合計		70,859,967,522	44,443,936,783
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		35,888,378	—
未払金		2,009,721,765	—
未払解約金		73,879,012	153,814,445
流動負債合計		2,119,489,155	153,814,445
負債合計		2,119,489,155	153,814,445
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	75,084,931,863	46,155,202,929
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※ 2	△6,344,453,496	△1,865,080,591
元本等合計		68,740,478,367	44,290,122,338
純資産合計		68,740,478,367	44,290,122,338
負債純資産合計		70,859,967,522	44,443,936,783

（注）「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年２月16日から８月15日および８月16日から翌年２月15日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成22年２月15日および平成23年２月15日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年 1 月16日 至 平成22年 2 月15日)	(自 平成22年 2 月16日 至 平成23年 2 月15日)
1. 有価証券の 評価基準お よび評価方 法	国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則とし て時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている 有価証券 金融商品取引所等に上場されている 有価証券は、原則として金融商品取引 所等における計算期間末日の最終相場 (外貨建証券の場合は計算期間末日に おいて知りうる直近の最終相場)で評 価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所 等の最終相場がない場合には、当該金 融商品取引所等における直近の日の最 終相場で評価しておりますが、直近の 日の最終相場によることが適当でない と認められた場合は、当該金融商品取 引所等における計算期間末日又は直近 の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていな い有価証券 当該有価証券については、原則とし て、日本証券業協会発表の売買参考統 計値（平均値）、金融機関の提示する 価額（ただし、売気配相場は使用しな い）又は価格提供会社の提供する価額 のいずれかから入手した価額で評価し ております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場 合又は入手した評価額が時価と認定で きない事由が認められた場合は、委託 会社が忠実義務に基づいて合理的事由 をもって時価と認めた価額もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事由を もって時価と認めた価額で評価してお ります。	国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則とし て時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている 有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていな い有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティ ブ等の評価 基準および 評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国 における計算期間末日の対顧客先物売買 相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

区分	(自 平成21年 1 月16日 至 平成22年 2 月15日)	(自 平成22年 2 月16日 至 平成23年 2 月15日)
3. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産 の計算に関する規則」（平成12年総理府 令第133号）第60条に基づき、取引発生時 の外国通貨の額をもって記録する方法を 採用しております。ただし、同第61条に基 づき、外国通貨の売却時において、当該外 国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基 金勘定および外貨建各損益勘定の前日の 外貨建純資産額に対する当該売却外国通 貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時 の外国為替相場等で円換算し、前日の外 貨基金勘定に対する円換算した外貨基金 勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投 資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相 殺した差額を為替差損益とする計理処理 を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年 2 月15日現在)	(平成23年 2 月15日現在)
※ 1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額 期中追加設定元本額および期中解約元 本額		
期首元本額	81,656,970,279円	75,084,931,863円
期中追加設定元本額	33,809,826,600円	6,649,886,417円
期中解約元本額	40,381,865,016円	35,579,615,351円
本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注）		
J P M新興国現地通貨ソブリン・ファ ンド（毎月決算型）	62,565,815,806円	34,025,126,900円
J P M F O F s 用新興国現地通貨ソブ リン・ファンド F（適格機関投資家専 用）	8,548,035,912円	6,303,632,117円
J P M新興国現地通貨ソブリン・ファ ンド V A（適格機関投資家専用）	3,695,939,318円	3,328,224,697円
J P M新興国現地通貨ソブリン・ファ ンド（SMA専用）	275,140,827円	2,498,219,215円
合 計	75,084,931,863円	46,155,202,929円
※ 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額 が元本総額を下回っており、その差額は 6,344,453,496円であります。	貸借対照表上の純資産額 が元本総額を下回っており、その差額は 1,865,080,591円であります。
※ 3 本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における受益権の総数	75,084,931,863口	46,155,202,929口
1 口当たりの純資産額 (1 万口当たりの純資産額)	0.9155円 (9,155円)	0.9596円 (9,596円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

区分	(自 平成21年1月16日 至 平成22年2月15日)	(自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	—	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	—	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、国債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	—	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成22年2月15日現在)	(平成23年2月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乘せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成22年2月15日現在)		(平成23年2月15日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	60,295,772,101	552,000,139	△1,333,854,222
特殊債券	136,708,900	7,767,940	△13,329,059
社債券	3,983,264,744	206,984,411	△315,132,658
合計	64,415,745,745	766,752,490	△1,662,315,939

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	(自 平成21年1月16日 至 平成22年2月15日)
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
2. 取引に対する取引組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避および効率的な運用に資することを目的としております。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ 取引の時価等に関する事項 (通貨関連)

区分	種類	(平成22年2月15日現在)				(平成23年2月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	2,111,108,178	—	2,086,898,068	△24,210,110	—	—	—	—
	トルコ・リラ	1,383,046,948	—	1,393,009,697	9,962,749	—	—	—	—
	売建								
	アメリカドル	1,933,046,948	—	1,944,725,216	△11,678,268	422,000,000	—	421,848,091	151,909
	トルコ・リラ	1,424,512,892	—	1,393,009,697	31,503,195	—	—	—	—
	ハンガリーフォリント	686,595,286	—	685,986,333	608,953	—	—	—	—
合計		7,538,310,252	—	7,503,629,011	6,186,519	422,000,000	—	421,848,091	151,909

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4. 評価損益は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年2月15日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO GOVT10% DEC24 M20		325,490,000.00	386,838,355.20	
		M E X I C O GOVT7.75%DEC17M10		157,588,200.00	162,649,932.98	
		MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10		469,330,000.00	518,210,719.50	
	計	銘柄数：	3	952,408,200.00	1,067,699,007.68	
					(7,377,800,143)	
		組入時価比率：	16.7%		17.0%	
	ブラジルリアル	BRAZIL 10% JAN12 NTNF		19,110,000.00	18,976,650.42	
		BRAZIL 10% JAN13 NTNF		49,700,000.00	48,047,673.80	
		BRAZIL 10% JAN14 NTNF		112,880,000.00	106,718,332.32	
		BRAZIL 10% JAN17 NTNF		35,140,000.00	31,622,556.28	
		BRAZIL 12.5% JAN16		10,000,000.00	11,507,000.00	
		BRAZIL 12.5% JAN22		14,557,000.00	17,046,247.00	
	計	銘柄数：	6	241,387,000.00	233,918,459.82	
					(11,686,566,252)	
		組入時価比率：	26.4%		27.0%	
	コロンビアペソ	C O L O M B I A G O V T 9.85%JUN27		18,745,000,000.00	22,310,673,900.00	
		COLOMBIA GOVT7.75% APR21		715,000,000.00	760,767,150.00	
	計	銘柄数：	2	19,460,000,000.00	23,071,441,050.00	
					(1,012,836,262)	
		組入時価比率：	2.3%		2.3%	
	ペルーヌエボソル	PERU GOVT6.9% AUG37 REGS		14,000,000.00	13,976,200.00	
		PERU GOVT6.95%AUG31 REGS		17,000,000.00	17,464,831.00	
	計	銘柄数：	2	31,000,000.00	31,441,031.00	
					(946,689,443)	
		組入時価比率：	2.1%		2.2%	
	ウルグアイペソ	URUGUA Y I/L 3.7% JUN37		79,100,000.00	104,472,988.47	
	計	銘柄数：	1	79,100,000.00	104,472,988.47	
					(445,054,930)	
		組入時価比率：	1.0%		1.0%	
	トルコ・リラ	TURKE Y GOVT 10%JUN15		16,700,000.00	17,324,162.50	
		TURKE Y GOVT 10% JAN20	5%	18,800,000.00	20,094,530.40	

		TURKEY GOVT 16% AUG13		6,080,000.00	7,084,647.04	
		TURKEY GOVT 16% MAR12		6,335,000.00	6,862,775.18	
	計	銘柄数：	4	47,915,000.00	51,366,115.12	
					(2,683,879,515)	
		組入時価比率：	6.1%		6.2%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 5.5% FEB16 16/C		270,000,000.00	249,221,610.00	
		HUNGARY 6.75% NOV17 17/A		824,000,000.00	791,746,992.00	
		HUNGARY 7.5% NOV20 20/A		2,070,000,000.00	2,055,015,270.00	
		HUNGARY 8% FEB15 15/A		1,295,650,000.00	1,330,477,072.00	
	計	銘柄数：	4	4,459,650,000.00	4,426,460,944.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
					(1,835,653,353)	
		組入時価比率：	4.1%		4.2%	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT 5.25% APR13		43,330,000.00	43,529,318.00	
		POLAND GOVT 6.25% OCT15		157,770,000.00	161,146,278.00	
	計	銘柄数：	2	201,100,000.00	204,675,596.00	
					(5,839,394,753)	
		組入時価比率：	13.2%		13.4%	
	マレーシアリングット	MALA Y SIA 3.833% SEP11		21,275,000.00	21,405,500.85	
		MALA Y SIA 4.378% NOV19		35,000,000.00	35,671,545.00	
		MALA Y SIA 4.709% SEP26		6,600,000.00	6,749,628.60	
	計	銘柄数：	3	62,875,000.00	63,826,674.45	
					(1,741,829,945)	
		組入時価比率：	3.9%		4.0%	
	フィリピンペソ	PHIL GOVT7.75%FEB20 1050		128,000,000.00	135,840,000.00	
	計	銘柄数：	1	128,000,000.00	135,840,000.00	
					(259,454,400)	
		組入時価比率：	0.6%		0.6%	
	エジプトポンド	E G Y P T GOVT8.75%JUL12REGS		19,430,000.00	18,174,822.00	
	計	銘柄数：	1	19,430,000.00	18,174,822.00	
					(257,537,227)	
		組入時価比率：	0.6%		0.6%	
	南アフリカランド	S.AFRICA 7% FEB31 R213		99,000,000.00	83,266,920.00	
		S.AFRICA10.5% DEC26 R186		106,000,000.00	122,523,280.00	
		S.AFRICA13.5% SEP15 R157		58,000,000.00	70,475,800.00	
		S.AFRICA6.75% MAR21 R208		35,000,000.00	30,824,500.00	
	計	銘柄数：	4	298,000,000.00	307,090,500.00	
					(3,519,257,130)	
		組入時価比率：	7.9%		8.1%	
	小計				37,605,953,353	
					(37,605,953,353)	
特殊債券	ロシアルーブル	RED ARROW INTL 8.375%		68,632,295.31	69,165,980.03	
	計	銘柄数：	1	68,632,295.31	69,165,980.03	
					(196,431,383)	
		組入時価比率：	0.4%		0.5%	
	インドルピー	EXIM BK KOREA 5.1% REGS		100,000,000.00	94,334,900.00	
	計	銘柄数：	1	100,000,000.00	94,334,900.00	
					(175,462,914)	

		組入時価比率：	0.4%		0.4%	
	小計				371,894,297	
					(371,894,297)	
社債券	アメリカドル	BACR VAR GHS DEC11 CLN		2,390,000.00	2,388,088.00	
		CITI VAR DOP FEB11 CLN B		4,200,000.00	4,274,340.00	
		CITI VAR DOP JAN13 CLN		2,500,000.00	2,470,250.00	
		CITI VAR DOP MAR12 CLN		3,775,000.00	3,451,482.50	
		CITI VAR GHS MAR13 CLN		8,090,000.00	8,112,652.00	
		CITI VAR IDR NOV20 CLN		16,578,849.00	18,001,148.45	
		CS VAR RUB MAR13 CLN		5,495,000.00	5,794,367.60	
		DB VAR IDR 22DEC13 CLN		6,140,000.00	8,212,004.40	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
	計	銘柄数：	8	49,168,849.00	52,704,332.95	
					(4,391,325,021)	
		組入時価比率：	9.9%		10.1%	
	チリペソ	SANTANDER CHILE6.5% REGS		932,000,000.00	869,090,000.00	
	計	銘柄数：	1	932,000,000.00	869,090,000.00	
					(154,176,566)	
		組入時価比率：	0.3%		0.4%	
	インドネシアルピア	DB 9.5% IDR JUL31 CLN		75,700,000,000.00	71,459,286,000.00	
	計	銘柄数：	1	75,700,000,000.00	71,459,286,000.00	
					(671,717,288)	
		組入時価比率：	1.5%		1.5%	
	ウクライナフリブナ	GS 5.5% UAH SEP15 CLN		24,100,000.00	21,571,910.00	
	計	銘柄数：	1	24,100,000.00	21,571,910.00	
					(225,857,897)	
		組入時価比率：	0.5%		0.5%	
	小計				5,443,076,772	
					(5,443,076,772)	
	合計				43,420,924,422	
					(43,420,924,422)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 II 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年3月10日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	2,517,143,831	円
II 負債総額	8,862,581	円
III 純資産総額(I－II)	2,508,281,250	円
IV 発行済口数	1,927,332,205	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.3014	円

（参考）JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドII（適格機関投資家専用）

（平成23年3月10日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	43,765,423,193	円
II 負債総額	570,715,914	円
III 純資産総額(I－II)	43,194,707,279	円
IV 発行済口数	44,490,082,023	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.9709	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 前記(1)の申請があった場合には、前記(1)の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 前記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録

によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(2) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額（有価証券届出書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

② 会社の意思決定機構

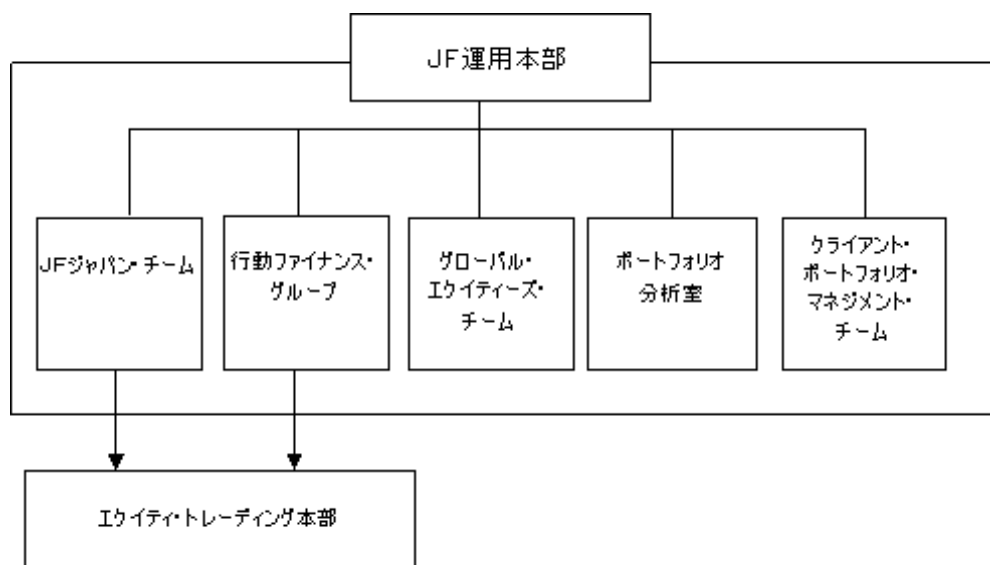
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

③ 投資運用の意思決定機構

（イ）JF運用本部

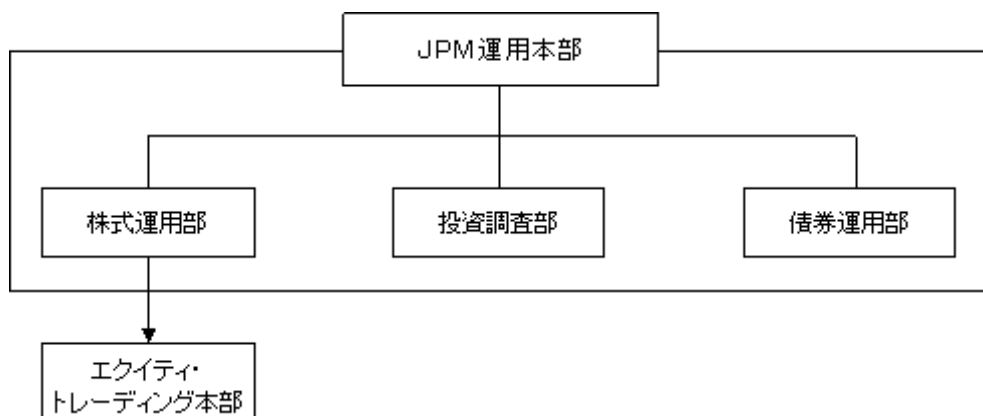


- ① JF運用本部は、JF戦略または行動ファイナンス・戦略に基づいた運用を行います。
- ② JF運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、JF戦略または行動ファイナンス・戦略に基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。
- ③ JFジャパン・チームは、JF日本株式戦略に基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。
- ④ 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・戦略に基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。
- ⑤ グローバル・エクイティーズ・チームは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの各

ポートフォリオ・マネジャーと交換した情報を参考に外国株式の投資判断を行います。

- ⑥ クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、J F 運用本部の国内株式運用や海外関係会社に運用を委託している J F ストラテジーによる外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- ⑦ エクイティ・トレーディング本部は、前記③・④のチーム等による投資判断を受け、主に国内の株式の売買を執行します。
- ⑧ ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記③・④・⑥のチーム等にその結果を提供します。

（ロ）JPM運用本部



- ① JPM運用本部は、国内株式・国内外の債券についてJPMストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部から構成されます。
- ② 投資調査部に所属するアナリストはJPMストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- ③ 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記②の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。
- ④ 債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。
- ⑤ エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部の運用商品部が為替ヘッジの為の投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成23年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める後記の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業

・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

平成23年3月末現在、委託会社が設定・運用している追加型証券投資信託は124本、単位型証券投資信託は1本、親投資信託は57本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）および登録金融機関を通じて行っています。運用している証券投資信託の合計純資産総額は11,967億円（ただし、親投資信託を除きます。）です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第19期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表及び第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第21期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第19期 (平成21年 3 月31日)			第20期 (平成22年 3 月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			13,273,564			4,432,272	
有価証券			—			6,701,185	
立替金			2,912			—	
前払費用			25,590			21,348	
未収入金			81,394			41,787	
未収委託者報酬			1,449,280			2,340,184	
未収収益			1,679,413			1,855,404	
未収還付法人税等			347,915			314,077	
繰延税金資産			565,915			414,964	
その他			97,879			139,989	
流動資産計			17,523,865	87.2		16,261,214	90.7
固定資産							
投資その他の資産			2,582,346			1,667,855	
投資有価証券		1,639,519			1,001,180		
敷金保証金		79,401			70,387		
繰延税金資産		843,805			562,869		
その他		19,619			33,419		
固定資産計			2,582,346	12.8		1,667,855	9.3
資産合計			20,106,212	100.0		17,929,069	100.0

		第19期 (平成21年 3 月31日)			第20期 (平成22年 3 月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			227,241			158,136	
未払金			1,473,824			2,568,492	
未払収益分配金		1,999			1,430		
未払償還金		22,246			20,556		
未払手数料		521,491			965,710		
その他未払金		928,087			1,580,796		
未払費用			1,213,341			1,574,533	
未払法人税等			14,482			—	
賞与引当金			1,115,766			494,529	
役員賞与引当金			66,080			—	
その他			—			52,624	
流動負債計			4,110,736	20.5		4,848,316	27.0
固定負債							
長期未払金			3,471			—	
賞与引当金			1,200,522			884,554	
役員賞与引当金			177,812			85,246	
退職給付引当金			294,701			447,183	
固定負債計			1,676,507	8.2		1,416,985	7.9
負債合計			5,787,244	28.7		6,265,301	34.9

		第19期 (平成21年 3 月31日)			第20期 (平成22年 3 月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	11.0		2,218,000	12.4
資本剰余金			1,000,000	5.0		1,000,000	5.6
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			11,338,597	56.4		8,424,686	47.0
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		11,304,921			8,391,009		
株主資本計			14,556,597	72.4		11,642,686	65.0
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△237,629	△1.1		21,081	0.1
評価・換算差額等計			△237,629	△1.1		21,081	0.1
純資産合計			14,318,967	71.3		11,663,768	65.1
負債・純資産合計			20,106,212	100.0		17,929,069	100.0

(2) 【損益計算書】

		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			15,781,383			14,034,721	
運用受託報酬			9,028,193			7,439,849	
その他営業収益			240,511			580,102	
営業収益計			25,050,087	100.0		22,054,673	100.0
営業費用							
支払手数料			5,986,412			5,582,113	
広告宣伝費			166,611			132,236	
調査費			5,395,927			4,769,376	
委託調査費		5,079,552			4,410,491		
調査費		290,580			344,634		
図書費		25,793			14,250		
委託計算費			373,679			335,638	
営業雑経費			388,946			334,860	
通信費		44,786			38,521		
印刷費		308,992			264,352		
協会費		29,547			27,634		
諸会費		5,620			4,352		
営業費用計			12,311,577	49.1		11,154,226	50.6

		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			5,399,518			6,015,273	
役員報酬		159,032			124,543		
給料・手当		3,021,451			3,268,995		
賞与		1,002,858			1,218,577		
賞与引当金繰入額		957,374			1,151,159		
役員賞与		116,524			102,253		
役員賞与引当金繰入額		70,031			29,075		
その他の報酬		72,247			120,668		
福利厚生費			360,063			403,474	
交際費			48,650			40,926	
寄付金			15,685			23,157	
旅費交通費			173,409			136,000	
租税公課			68,074			67,296	
不動産賃借料			812,982			961,375	
退職給付費用			199,742			257,598	
退職金			210,774			50,768	
消耗器具備品費			117,591			113,857	
事務委託費			165,407			294,061	
関係会社付替費用			2,909,618			2,037,675	
諸経費			150,136			137,426	
一般管理費計			10,631,656	42.5		10,538,892	47.8
営業利益			2,106,853	8.4		361,555	1.6

		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金		4,089			1,480		
投資有価証券売却益		12,155			148,708		
為替差益		—			176,041		
その他営業外収益		14,993			11,644		
営業外収益計			31,238	0.1		337,874	1.5
営業外費用							
為替差損		232,044			—		
投資有価証券売却損		50,453			193,920		
デリバティブ損失		—			32,039		
デリバティブ評価損		—			52,624		
その他営業外費用		37,008			22,453		
営業外費用計			319,506	1.3		301,037	1.4
経常利益			1,818,585	7.2		398,392	1.7
特別利益							
前期損益修正益		15,546			—		
特別利益計			15,546	0.1		—	—
特別損失							
投資有価証券評価損		1,260,823			—		
ゴルフ会員権評価損		16,296			—		
特別損失計			1,277,119	5.1		—	—
税引前当期純利益			557,013	2.2		398,392	1.7
法人税、住民税及び事業税			667,696	2.7		57,906	0.2
法人税等調整額			△306,338	△1.2		254,397	1.1
当期純利益			195,655	0.7		86,088	0.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	11,109,265	11,304,921
当期変動額		
剰余金の配当	—	△3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
当期変動額合計	195,655	△2,913,911
当期末残高	11,304,921	8,391,009
株主資本合計		
前期末残高	14,360,942	14,556,597
当期変動額		
剰余金の配当	—	△3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
当期変動額合計	195,655	△2,913,911
当期末残高	14,556,597	11,642,686
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△436,018	△237,629
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198,390	258,711
当期変動額合計	198,390	258,711
当期末残高	△237,629	21,081
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△436,018	△237,629
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198,390	258,711
当期変動額合計	198,390	258,711
当期末残高	△237,629	21,081
純資産合計		
前期末残高	13,924,923	14,318,967
当期変動額		
剰余金の配当	—	△3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198,390	258,711
当期変動額合計	394,045	△2,655,199
当期末残高	14,318,967	11,663,768

重要な会計方針

項目	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定）を採用しております。 —	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用し ております。
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	—	デリバティブ 時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び 親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の費用負担に備えるため、 当事業年度に帰属する額を計上し ております。 (2)役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株 式報酬制度に係る将来の費用負担 に備えるため、当事業年度に帰属す る額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備える ため、当事業年度末における退職給 付債務に基づき退職給付引当金を 計上しております。 過去勤務債務については、その発 生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（8年） による定額法により、発生した事業 年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数（8年）によ る定額法により按分額を、それぞれ 発生した翌事業年度から費用処理 することとしております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(損益計算書)	(損益計算書)
1. 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	—
2. 前事業年度において「有価証券売却益」として表示しておりましたものは、当事業年度から「投資有価証券売却益」として計上しております。	—
3. 前事業年度まで区分掲記しておりました「分配金・償還金時効」（当事業年度492千円）は、営業外収益の100分の10以下のため、営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しております。	—
4. 前事業年度まで区分掲記しておりました「業法上の負担額」（当事業年度21,581千円）は、営業外費用の100分の10以下のため、営業外費用の「その他営業外費用」に含めて表示しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

第19期 (平成21年3月31日)	第20期 (平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第19期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

第20期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年7月30日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	53,319	平成21年7月31日	平成21年8月5日

（リース取引関係）

第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	第20期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合には、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがありますが、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株価指数先物取引を行うことにより価格変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

（i）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

（ii）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

（iii）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

- ① 平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,432,272	4,432,272	—
(2)有価証券	6,701,185	6,701,185	—
(3)未収委託者報酬	2,340,184	2,340,184	—
(4)未収収益	1,855,404	1,855,404	—
(5)投資有価証券	1,001,180	1,001,180	—
資産計	16,330,227	16,330,227	—
(1)未払手数料	965,710	965,710	—
(2)未払金	1,580,796	1,580,796	—
(3)未払費用	1,574,533	1,574,533	—
(4)デリバティブ取引	52,624	52,624	—
負債計	4,173,663	4,173,663	—

（注1）金融商品の時価算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬、及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)未払金、及び(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

② 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,432,272	—	—	—
未収委託者報酬	2,340,184	—	—	—
未収収益	1,855,404	—	—	—
合計	8,627,861	—	—	—

（有価証券関係）

第19期（平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	2,040,176	1,639,519	△400,656

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
873,700	12,155	50,453

（注）当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて1,260,823千円減損処理を行っております。

第20期（平成22年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	589,030	465,635	123,395
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	412,150	500,000	△87,850
合計		1,001,180	965,635	35,545

（注）有価証券（貸借対照表計上額 6,701,185千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	1,029,329	148,708	193,920

（デリバティブ取引関係）

第19期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第20期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	807,576	—	860,200	△52,624

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

（退職給付関係）

第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	第20期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項	2. 退職給付債務に関する事項
（千円） ① 退職給付債務 299,861 ② 年金資産 — ③ 会計基準変更時差異 — ④ 未認識過去勤務債務 32,435 ⑤ 未認識数理計算上の差異 △37,595 ⑥ 退職給付引当金 294,701 （①＋②＋③＋④＋⑤）	（千円） ① 退職給付債務 454,283 ② 年金資産 — ③ 会計基準変更時差異 — ④ 未認識過去勤務債務 27,445 ⑤ 未認識数理計算上の差異 △34,545 ⑥ 退職給付引当金 447,183 （①＋②＋③＋④＋⑤）

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																												
3. 退職給付費用に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>① 勤務費用（注1）</td><td>150,141</td></tr> <tr> <td>② 利息費用</td><td>1,691</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△4,682</td></tr> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△850</td></tr> <tr> <td>⑤ 確定拠出年金支払額</td><td>57,142</td></tr> <tr> <td>⑥ その他</td><td>△3,700</td></tr> <tr> <td>⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥）</td><td>199,742</td></tr> </table> （注1）出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。	① 勤務費用（注1）	150,141	② 利息費用	1,691	③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,682	④ 数理計算上の差異の費用処理額	△850	⑤ 確定拠出年金支払額	57,142	⑥ その他	△3,700	⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥）	199,742	3. 退職給付費用に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>① 勤務費用</td><td>175,146</td></tr> <tr> <td>② 利息費用</td><td>5,248</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△4,990</td></tr> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>4,591</td></tr> <tr> <td>⑤ 確定拠出年金支払額</td><td>62,916</td></tr> <tr> <td>⑥ その他（注1）</td><td>14,687</td></tr> <tr> <td>⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥） （注2）</td><td>257,598</td></tr> </table> （注1）その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。 （注2）当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。	① 勤務費用	175,146	② 利息費用	5,248	③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,990	④ 数理計算上の差異の費用処理額	4,591	⑤ 確定拠出年金支払額	62,916	⑥ その他（注1）	14,687	⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥） （注2）	257,598
① 勤務費用（注1）	150,141																												
② 利息費用	1,691																												
③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,682																												
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△850																												
⑤ 確定拠出年金支払額	57,142																												
⑥ その他	△3,700																												
⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥）	199,742																												
① 勤務費用	175,146																												
② 利息費用	5,248																												
③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,990																												
④ 数理計算上の差異の費用処理額	4,591																												
⑤ 確定拠出年金支払額	62,916																												
⑥ その他（注1）	14,687																												
⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥） （注2）	257,598																												
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>② 割引率</td><td>1.75%</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。） <table> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	② 割引率	1.75%	③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年	④ 数理計算上の差異の処理年数	8年	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>② 割引率</td><td>1.75%</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。） <table> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	② 割引率	1.75%	③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年	④ 数理計算上の差異の処理年数	8年												
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																												
② 割引率	1.75%																												
③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年																												
④ 数理計算上の差異の処理年数	8年																												
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																												
② 割引率	1.75%																												
③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年																												
④ 数理計算上の差異の処理年数	8年																												

(ストック・オプション等関係)

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第19期 (平成21年3月31日)	第20期 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動) 繰延税金資産 (千円) 未払費用 104,851 賞与引当金 454,005 役員賞与引当金 26,888 その他 6,127 繰延税金資産小計 591,871 評価性引当額 △6,127 繰延税金資産合計 585,744 繰延税金負債 未収事業税 19,828 繰延税金資産の純額 565,915 (固定) 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金 488,492 役員賞与引当金 72,351 退職給付引当金 119,913 その他 6,651 その他有価証券評価差額金 163,027 繰延税金資産小計 850,436 評価性引当額 △6,631 繰延税金資産合計 843,805 繰延税金資産の純額 843,805	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動) 繰延税金資産 (千円) 未払費用 24,704 賞与引当金 201,224 繰越欠損金 201,624 その他 12,154 繰延税金資産小計 439,707 評価性引当額 △7,278 繰延税金資産合計 432,428 繰延税金負債 未収事業税 17,463 繰延税金資産の純額 414,964 (固定) 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金 359,925 役員賞与引当金 34,686 退職給付引当金 181,958 その他 7,391 繰延税金資産小計 583,963 評価性引当額 △6,630 繰延税金資産合計 577,332 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 14,463 繰延税金資産の純額 562,869
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入され ない項目	18.7%	交際費等永久に損金に算入され ない項目	38.7%
評価性引当額	2.3%	その他	△1.0%
その他	3.2%	税効果会計適用後の法人税等の負 担率	78.4%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	64.9%		

（企業結合等関係）

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
共通支配下の取引等 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 (1)対象となった事業の名称及びその事業の内容 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の一部業務（資産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等） (2)企業結合の法的形式 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡 (3)結合後企業の名称 名称の変更はありません。 (4)取引の目的を含む取引の概要 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーのJPモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受けました。 事業譲受日 平成20年5月31日 資産運用業務 平成20年7月31日 投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務 譲り受けた資産負債の額 資産の額 857,471千円 (未収収益および未収入金) 負債の額 45,339千円 (未払費用および未払金) 2. 実施した会計処理の概要 本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成20年5月13日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。	—

（関連当事者情報）

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,959,309	未払費用	298,734
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	投資の助言・一任の受任	1,794,147	未収収益	293,631
同一の親会社を持つ会社（注2）	JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）（注1）	東京都丸の内二丁目7番3号東京ビルディング（注2）	40億円（注2）	金融業（注2）	なし（注2）	資産運用業務、投資信託受益権等の募集及び私募の取扱い業務（注3）	事業の譲受	857,471	未収収益・未収入金	—
								45,339	未払費用・未払金	—

（注1）平成21年3月1日をもって親会社の変更に伴い、関連当事者の範囲から除外されております。

（注2）関連当事者であった最終日である平成21年2月28日時点の状況を記載しております。

（注3）事業譲受日、平成20年5月31日、および平成20年7月31日時点の状況を記載しております。事業譲受後、上記業務は行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

第20期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,199,785	未払費用	943,282
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	投資の助言・一任の受任	940,650	未収収益	205,555

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（1株当たり情報）

第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）		第20期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	
1株当たり純資産額	254,491円56銭	1株当たり純資産額	207,300円59銭
1株当たり当期純利益	3,477円38銭	1株当たり当期純利益	1,530円06銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの当期純利益の算定上の基礎		1株当たりの当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	195,655千円	損益計算書上の当期純利益	86,088千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	195,655千円	普通株式に係る当期純利益	86,088千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第21期中間会計期間末 (平成22年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			4,563,510	
有価証券			7,103,379	
前払費用			53,488	
未収入金			180,729	
未収委託者報酬			1,963,243	
未収収益			2,216,651	
繰延税金資産			529,941	
その他			122,972	
流動資産計			16,733,916	92.1
固定資産				
投資その他の資産			1,433,489	
投資有価証券		857,765		
敷金保証金		58,429		
繰延税金資産		483,975		
その他		33,319		
固定資産計			1,433,489	7.9
資産合計			18,167,406	100.0

		第21期中間会計期間末 (平成22年 9 月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			101,611	
未払金			2,220,907	
未払収益分配金		1,455		
未払償還金		20,556		
未払手数料		794,775		
その他未払金	※ 1	1,404,119		
未払費用			1,201,670	
未払法人税等			365,990	
賞与引当金			1,136,945	
その他			792	
流動負債計			5,027,917	27.7
固定負債				
賞与引当金			955,381	
役員賞与引当金			84,307	
退職給付引当金			41,183	
固定負債計			1,080,872	5.9
負債合計			6,108,789	33.6

		第21期中間会計期間末 (平成22年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			8,904,594	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		8,870,917		
株主資本計			12,122,594	66.7
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			△63,977	
評価・換算差額等計			△63,977	△0.3
純資産合計			12,058,616	66.4
負債・純資産合計			18,167,406	100.0

(2) 中間損益計算書

		第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
営業収益		(千円)	(千円)	(%)
委託者報酬			6,428,972	
運用受託報酬			3,343,989	
その他			412,030	
営業収益計			10,184,992	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,236,702	
支払手数料		2,639,671		
調査費		2,239,262		
その他営業費用		357,769		
一般管理費			4,887,728	
営業費用・一般管理費計			10,124,431	99.4
営業利益			60,561	0.6
営業外収益	※ 1	343,073		
営業外収益計			343,073	3.3
営業外費用		410		
営業外費用計			410	0.0
経常利益			403,224	3.9
特別利益	※ 2	460,756		
特別利益計			460,756	4.5
特別損失		23,625		
特別損失計			23,625	0.2
税引前中間純利益			840,354	8.2
法人税、住民税及び事業税			338,173	3.3
法人税等調整額			22,272	0.2
中間純利益			479,908	4.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,218,000
当中間期末残高	2,218,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,000,000
当中間期末残高	1,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	33,676
当中間期末残高	33,676
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	8,391,009
当中間期変動額	
中間純利益	479,908
当中間期変動額合計	479,908
当中間期末残高	8,870,917
株主資本合計	
前期末残高	11,642,686
当中間期変動額	
中間純利益	479,908
当中間期変動額合計	479,908
当中間期末残高	12,122,594
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	21,081
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△85,059
当中間期変動額合計	△85,059
当中間期末残高	△63,977
評価・換算差額等合計	
前期末残高	21,081
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△85,059
当中間期変動額合計	△85,059
当中間期末残高	△63,977
純資産合計	
前期末残高	11,663,768
当中間期変動額	
中間純利益	479,908
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△85,059
当中間期変動額合計	394,848
当中間期末残高	12,058,616

項目	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	(追加情報) 平成22年7月1日付で内部引当型キャッシュバランスプランから複数事業主による外部積立型キャッシュバランスプランへ企業年金制度を変更致しました。複数事業主との制度統合に伴い460,756千円の年金資産を受け入れ、退職給付引当金が同額減少したことにより特別利益を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第21期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
※1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
※1	営業外収益のうち主要なもの (千円)
	為替差益 199,271
	デリバティブ利益 73,656
	デリバティブ評価益 51,832
※2	特別利益のうち主要なもの (千円)
	年金制度統合に伴う退職給付 460,756
	引当金の減少による特別利益

（中間株主資本等変動計算書関係）

第21期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

（リース取引関係）

第21期中間会計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第21期中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

- ① 平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,563,510	4,563,510	—
(2) 有価証券	7,103,379	7,103,379	—
(3) 未収委託者報酬	1,963,243	1,963,243	—
(4) 未収収益	2,216,651	2,216,651	—
(5) 投資有価証券	857,765	857,765	—
資産計	16,704,550	16,704,550	—
(1) 未払手数料	794,775	794,775	—
(2) その他未払金	1,404,119	1,404,119	—
(3) 未払費用	1,201,670	1,201,670	—
(4) デリバティブ取引	792	792	—
負債計	3,401,357	3,401,357	—

（注1）金融商品の時価算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

- ② 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券関係）

第21期中間会計期間末（平成22年9月30日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	その他 投資信託	499,215	465,635	33,580
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他 投資信託	358,550	500,000	△141,450
合計		857,765	965,635	△107,870

（注）有価証券（中間貸借対照表計上額 7,103,379千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第21期中間会計期間末（平成22年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	726,528	—	727,320	△792

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

（セグメント情報等）

関連情報

第21期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	その他	合計
外部顧客への売上高	6,428,972	3,343,989	412,030	10,184,992

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
8,627,525	1,557,467	10,184,992

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（追加情報）

第21期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

第21期中間会計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）	
1株当たり純資産額	214,318円25銭
1株当たり中間純利益金額	8,529円42銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	479,908千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	479,908千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名 称 住友信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 342,037百万円（平成22年9月末現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名 称 ：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額	事業の内容
1	J Pモルガン証券株式会社	50,275百万円 (平成22年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成22年9月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額	事業の内容
J . P .モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万米ドル (平成22年12月末現在)	投資運用業務および投資顧問業を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(3) 運用委託先の会社

マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

受託会社、販売会社および運用委託先の会社との間に直接的な資本関係はありません。

第3【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成22年5月13日	有価証券届出書
平成22年5月13日	有価証券報告書
平成22年11月12日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年11月12日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年4月14日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（SMA専用）の平成21年1月16日から平成22年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（SMA専用）の平成22年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士	大木 一昭
業務執行社員		

指定社員	公認会計士	鶴田 光夫
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月13日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（SMA専用）の平成22年2月16日から平成23年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（SMA専用）の平成23年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大木 一昭
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 光夫
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月17日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士	大 木 一 昭
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	鶴 田 光 夫
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。